

裁判員裁判への参加についての国民の意識について（前回の話題事項2）

- (1) 最高裁判所が昨年1月に実施したアンケート調査の結果によると、回答者の6割が裁判員に「参加したくない」又は「あまり参加したくない」と回答している。他方、同調査によると、「あまり参加したくない」と回答している回答者でも、その5割が3日以内の事件であれば参加できる、と回答しているデータがある。

内閣府が昨年12月に実施した世論調査の結果によると、裁判員制度について、「参加したい」及び「参加してもよい」が20.8%、「あまり参加したくないが義務であるなら参加せざるを得ない」が44.5%、「義務でも参加したくない」が33.6%である。このデータは、参加意欲の点のみに注目すると、参加したくないという回答が78.1%（+）に上っていることが分かり、他方、参加の有無という点に注目すると、参加が65.3%（+）ということになる。

- (2) こうした調査結果を踏まえると、最高裁判所では、数字の上では国民の裁判員裁判への積極的参加意欲はなお低いものの、裁判員の負担にできるだけ配慮した選任手続と裁判の運用を徹底し、仕事など参加への客観的障害を一つ一つ取り除き、こうした裁判員裁判の現実の運用の姿をできる限り詳しく国民にお知らせしていくことによって、相当多数の国民からの協力が得られるのではないかと考えている。

- (3) 上記のような最高裁判所の分析は適切か。もし、異なった視点からの分析があるとすればどのようなものが考えられるか。裁判員裁判への参加についての国民の意識についてどのように見るべきか。各委員の御意見をおうかがいしたい。